

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和4年10月9日 13時40分ごろ
発生場所	青森県平内町茂浦漁港南西方沖 茂浦港西防波堤灯台から真方位242° 2.0海里付近 （概位 北緯 40° 55.7′ 東経 140° 49.9′）
インシデントの概要	プレジャーボートMANAは、漂流中、船外機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート MANA、5トン未満（長さ6.62m） 212-9693青森、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力66.20kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア不詳、使用燃料ガソリン、機関製造年月不詳、平成10年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、青森県青森市青森港西船だまりを出港した後、平内町茂浦沖の釣り場に到着し、船外機を停止して漂流した状態で釣りを行った。</p> <p>船長は、釣りを終えて帰航しようと船外機の始動を数回試みたが、バッテリーが過放電状態となってセルモーターが回らずに始動することができず、航行不能と判断して118番通報し、本船は、海上保安庁の要請で来援した公益社団法人日本水難救済会の所属船により平内町土屋漁港にえい航された。</p> <p>船長は、出航前に船外機の点検及び燃料油量の確認を行っていたが、船外機がすぐに始動したのでバッテリーの点検を行わなかった。</p> <p>本船は、漂流中、船外機を停止した状態で航海計器、魚群探知機等の電源を入れたままとしており、予備のバッテリーを搭載していなかった。</p>
分析	本船は、漂流中、船長が船外機を停止した状態で航海計器等を使用し、バッテリーの充電量が低下して過放電状態となったことから、セルモーターが回らず船外機が始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、漂流中、船長が船外機を停止した状態で航海計器等を使用し、バッテリーの充電量が低下して過放電状態となったため、セルモーターが回らず船外機が始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、出航前にバッテリーの充電量を確認し、充電量が低下しているときは、充電や交換を行うこと。また、予備のバッテリー又はジャンプスターターを搭載しておくことが望ましい。</li></ul>